

## 届出の対象規模

### (1) 景観計画区域・景観形成促進区域内における行為の届出

景観計画区域・景観形成促進区域内における行為の届出が必要となる建築物又は工作物等の規模は、次の表のとおりです。

	行為の種類	届出の対象となる規模	
		景観計画区域	景観形成促進区域
建築物	(1) 新築又は移転	高さが 20 mを超えるもの又は建築面積が 2,000m <sup>2</sup> を超えるもの	高さが 15 mを超えるもの又は建築面積が 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
	(2) 増築又は改築	増築等をした後の建築物の規模が、(1)の行為の規模に該当するもの	
	(3) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物の規模が(1)の行為の規模に該当するもので、変更することとなる外観の面積が従前の外観の見付面積の 2 分の 1 を超えるもの	
工作物	(1) 新設、増築、改築又は移転	高さが 20 mを超える ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、サイロ、物見塔など	高さが 15 mを超える ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、サイロ、物見塔など
		高さが 20 m又は建築面積が 2,000m <sup>2</sup> を超える ・擁壁、垣、さくなど ・コースター、メリーゴーラウンド、観覧車などの遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント ・自動車車庫の用途に供する工作物 ・石油、ガスなどを貯蔵する工作物 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	高さが 15 m又は建築面積が 1,000m <sup>2</sup> を超える ・擁壁、垣、さくなど ・コースター、メリーゴーラウンド、観覧車などの遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント ・自動車車庫の用途に供する工作物 ・石油、ガスなどを貯蔵する工作物 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物
		・建築物に設置する場合で、その高さが 10 mを超え、かつ建築物との合計高さが 20 mを超えるもの  ・高さが 5 mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの ・幅員が 12 m以上、又は延長が 30 mを超える橋梁、跨線橋その他これらに類するもの	・建築物に設置する場合で、その高さが 10 mを超え、かつ建築物との合計高さが 15 mを超えるもの
	(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の規模が(1)の行為の規模に該当する場合にあっては、変更することとなる外観の面積が従前の外観の見付面積の 2 分の 1 を超えるもの	
開発行為		開発区域面積が 500m <sup>2</sup> 以上	
土地の変更の形質	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上	
木竹の植栽又は伐採	木竹の植栽又は伐採	面積が 1haを超える	
物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上	